

第三十号議案

東京都公文書館条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年二月十六日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都公文書館条例の一部を改正する条例

東京都公文書館条例（令和元年東京都条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表中「三、六〇〇円」を「三、七〇〇円」に、「四、八〇〇円」を「四、九〇〇円」に、「九、七〇〇円」を「九、九〇〇円」に、「二、八〇〇円」を「二、六〇〇円」に、「四八〇円」を「四二〇円」に改める。

附 則

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の東京都公文書館条例の規定により、既に納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

使用料の上限額を改定する必要がある。